

長崎県 No.322 ぐらしの情報

2013
11・12
月号

内容紹介

- 「ながさき消費生活館」の御案内 (1)
 - 消費者の身近に潜む脅威 ～スマートフォン～ (2)
 - sapo 之助のトピックス 「特定商取引に関する法律」にかかる行政処分 (2)
 - 消費生活センター相談窓口から 「浄水器の無料点検に応じたら」 (3)
 - お知らせ (4)
- 「借金・債務整理の電話相談会」の実施について
「門松カード」のお申し込みについて



「ながさき消費生活館」の御案内

賢い消費者になるために!

生活に役立つ情報満載!
ホームページを上手に活用しよう!



相談会等の情報を掲載中!

困った時はお電話を!

消費者トラブルをいち早く情報提供!

あなたの消費者力を試してみましょ!

国の関係機関の情報を掲載中!

消費生活 相談専用電話 **095-824-0999**
長崎県消費生活センター

最新で、更新情報

- 2013年09月17日
 - 専門家によるなんでも無料相談会
- 2013年09月12日
 - 無料法相談所の開設
- 2013年09月10日
 - 見守り新情報第172号「千円のはずが20万円の工事には!? 屋根工事のトラブルが更新されました。」
- 2013年08月06日
 - 「何でも無料法相談」について

目的別メニュー

- 若者向けのページ
- 高齢者向けのページ
- クーリング・オフ
- ビデオパネル貸出
- 関連法令

ながさき消費生活館 情報を携帯電話で!!
「ながさき消費生活館」のホームページを携帯電話で読もう!

消費生活関連情報

<消費者庁>

- ・消費者センターのご案内
- ・儲け話に注意!
- ・消費者安全法の重大事故等及び消費者被害防止に関する取組等について
- ・リコール情報サイト

相談事例集

- よくある質問集 消費生活相談FAQ
- トラブルに注意!! コミュニケーションゲーム
- メール相談 読んでね!!
- 借金でお困りの方へ 多重債務者対策
- 借金請求 一気につけて!!
- 高齢者・障がい者・子どもを支える方へ 見守り情報

アドレスは <http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

特集

消費者の身近に潜む脅威 ～スマートフォンを取り巻く危険～

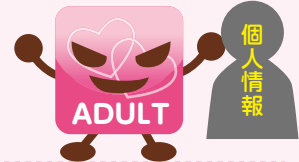


ワンクリック 詐欺

「アダルトサイト」を見ようと年齢確認画面をクリックした途端「会員登録」になり、利用料金を請求される、というものですが、そのほかに、気付いていない危険が沢山散らばっています。

たとえば、公式マーケット以外からアプリをダウンロードしたとき、早くサイトに入りたいと画面をよく確認せずにクリックしたとします。すると、

- スマートフォンの大まかな位置情報が知られる
- 端末アドレス、ID、パスワードなどの個人情報が盗まれる
- メールアドレスも知られ、ショートメールでの請求が頻発するなど、予想もしない結果を招きます。



SNSや メールで 不正アプリ サイトへ

公式サイトを装って、たとえば「電源バッテリー改善アプリ」や「安心スキャン」などのアプリを紹介するSNSやメールが届き、メール本文内のリンクをタッチすると、不正アプリサイトに飛ばされることがあります。

- インストール時に「連絡先データを読み取り」の許可を求められ、安易に応じてしまい、個人情報を提供してしまう
- インストール中に、「端末が対象外」とか「対象機種ではない」等のコメントがあつて、結果個人情報だけが抜き取られてしまった等のトラブルが起っています。

GPSに注意

どのスマートフォンにもGPS機能がついていますが、スマートフォンで写真を撮影し、ブログにアップすると、撮影場所や発信場所が特定されることがあります。

端末ロックの 落とし穴

盗難予防やセキュリティのためにロックをかけるのですが、画面には手脂がついていて、タッチした位置を読み取られたり、パターンを知られたりします。また、知人といえどもパスワードは絶対に教えないように。これらによくよく注意しましょう。

スマートフォンを安全に使用するための5カ条

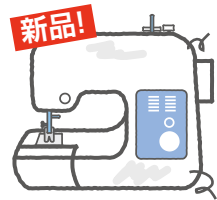
- ① スマートフォンは常に最新の状態にアップデートする
- ② セキュリティソフトを導入する
- ③ 公式マーケット等の信頼できる場所からアプリをインストールする
- ④ インストールしたアプリを起動する前に、セキュリティソフトでスキャンする
- ⑤ スマートフォンを小さなパソコンと考え、パソコンと同様に管理する



「特定商取引に関する法律」に違反した 訪問販売事業者に対する行政処分

長崎県は、主に高齢者等に対して、家庭用ミシンの販売及び修理等の役務を提供した訪問販売事業者である「フレックスミシン」こと村岡直喜(むらおかなおき)(時津町)に対し、平成25年9月20日、特定商取引法に基づき9ヶ月間の業務停止命令を行いました。

同者は、高齢者宅を訪問してミシンの無料点検と称して本来の勧誘目的を明らかにせず、また販売に際して、当該商品が約10年前の製品であるのに「新品」といい、商品の種類・品質等の重要事項を故意に告げず、加えて契約を取り付けた際には代金収納時に領収書のみ交付するという取引を行ったものです。



消費生活センターの相談窓口から

「浄水器の点検に応じたら… メンテナンス契約を勧められ契約してしまった」

相談事例

1カ月前、「浄水器を点検します」と業者の訪問があり、定期点検の葉書が届いた頃だったので、てっきり浄水器を購入したところと思って点検を頼んだ。すると、「この浄水器は古いから機能していない。このままだと買い替えが必要だが、買い替えは高額になる。当社の会員になれば安い料金で浄水器のメンテナンスをする。月額料金2,500円の2年契約で初期費用5,000円を含めて65,000円だ。」と勧誘された。安心して水が飲め、安くでメンテナンスが受けられるならと思い契約した。1週間後、点検済の浄水器を取り付けてくれたが、その後に訪問があった浄水器を購入した販売会社から、「メンテナンスはしていない」と言われた。購入した販売会社と勘違いしてメンテナンス契約をしたが、点検が信用できないので解約し、5,000円を返金して欲しい。



センターの対応

本件は特定商取引法の訪問販売に該当しますが、訪問販売の目的である浄水器のメンテナンス契約の勧誘目的を告げていません。また、説明通りのメンテナンスがなされたのか疑問がありました。当センターで交付された契約書面を確認したところ、法律で定められた記載事項に不備もありました。相談者が居住地相談窓口の援助でクーリング・オフの通知書を送付し、当センターが斡旋した結果、業者はクーリング・オフに応じ、5,000円が返金されました。本事例では浄水器を購入している家庭と認識した上で訪問していると思われ、業者は、他県で販売目的隠匿等を理由に特定商取引法に違反したとして業務停止の行政処分を受けていました。さらに同種相談事例には、浄水器の点検後に高額なリフォーム工事契約をした人もいました。

消費者へのアドバイス

- 「無料で点検します」と勧誘時に販売目的を告げず訪問し、事実と異なることを説明するなどして、商品やサービスを売りつけるのが点検商法の特徴です。浄水器以外にも、布団、床下換気扇、シロアリ、外壁、屋根などの家周りの点検をきっかけに、「このままでは大変なことになる」「キャンペーン中で安くなる」と言われ、断わり切れず高額な契約をしたケースもありました。さらに点検商法をきっかけに、次々と商品やサービスを契約させる深刻な被害もあります。
- 悪質業者は訪問して家の中に入るきっかけを狙っています。「無料」「点検」等の勧誘には安易に同意をせず、必要がなければきっぱり断る事が大切です。また、高齢者の場合は、今回だけは仕方がない勘違いした私が悪いと、あきらめてしまいがちですが、そうすると二次被害にあう確率が高くなります。消費者には救済される権利があります。勇気を出して、お住まいの市町相談窓口や消費生活センターに相談して下さい。

お知らせ

借金・債務整理の無料電話相談の実施について

長崎県多重債務者対策協議会では、12月18日(水)～21日(土)の4日間、借金・債務整理に関する無料電話相談を実施します。

詳しくは、協議会事務局へお問い合わせください。
※弁護士及び司法書士がご相談に応じます。

お気軽に
ご相談下さい



【無料電話相談】

無料電話相談を実施します、お気軽にご利用ください。

- 日 時 平成25年12月18日(水)～12月21日(土)
- 受付時間 13:00～16:00
- 問合せ先 **長崎県多重債務者対策協議会事務局**

長崎市大黒町3-1(交通産業ビル4階) 電話095-895-2318

門松カードのお申し込み受け付け



長崎県新生活運動協議会では、「暮らしの簡素化」や「省資源・ゴミの減量化」を一層推進するため、『新生活門松カード』を頒布しています。

このカードは、昭和30年代に松などの保護のために始まり、後に再生紙に印刷されるようになりました。平成26年のお正月には、ぜひこの環境に優しい『新生活門松カード』をご利用ください。

価 格 2枚1組 50円

申込及び頒布 平成25年11月1日(金)～12月25日(水)
*いずれも9時～17時まで

申し込み先 〒850-0057
長崎市大黒町3-1交通産業ビル4階 長崎県新生活運動協議会
TEL095-821-1901 FAX095-821-0901



この情報は県消費生活センターのホームページ
「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>